

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
不利益処分名	徳島市まちづくり活動センターの利用の承諾の取り消し等
根 拠 法 令	徳島市まちづくり活動センター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	しらさぎ台自治会（電話 644-3378）
処 分 基 準	<p>徳島市まちづくり活動センター条例</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和5年7月31日最終変更）